

泉パークタウンゴルフ練習場 IC カード利用約款

(目的)

第1条 この約款は、泉パークタウンゴルフ練習場（以下「当施設」という。）の利用者に発行する IC カード（以下「カード」という。）のサービス内容と利用条件を定めることを目的とします。

(入会等)

第2条 入会は「泉パークタウンゴルフ練習場会員入会申込書兼 IC カード申込書」により行うものとし、会員にはカードを発行します。カード発行手数料は 500 円(税別)です。

(利用の範囲)

第3条 カードは、会員ご本人様のみご利用できます。他人への貸与、譲渡はできません。
2. カードは、当施設の「球貸し」「時間貸し」の支払いにご利用いただけます。

(入金・チャージ等)

第4条 カードは所定の機器にて予め入金(チャージ)することにより、当施設のサービスをカードにて利用することができます。なお、1枚のカードに繰り返しチャージすることができます。
2. カードへの入金は、1,000円単位とし、入金(チャージ)限度額は 50,000 円です。
3. 入金(チャージ)残高については、所定の機器により確認することができます。
4. カードのチャージ残高はいかなる場合にも返金いたしません。
5. なお、チャージ残高の有効期限は、当施設の最終利用日から 1 年間です。

(制限事項)

第5条 受付時の残金が当施設を利用する最低料金に満たないときは受付ができません。

(カードの紛失、盗難)

第6条 カードの紛失、盗難、改竄、または会員ご本人様の許可なく第三者に使用された場合により生じた損害で、当施設の責に帰すべき事由によらない損害については、当施設は賠償責任を負いません。

(カードの再発行)

第7条 カードの紛失、盗難等による再発行は、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失、盗難したカードの残金及び残ポイントを移行し再発行の取扱いを行います。なお、再発行手数料は、500 円(税別)です。
(1) 入会申込書兼 IC カード申込書により、会員様の氏名、住所、電話番号等の個人を特定できる情報が当施設のシステムに登録されている場合。
(2) 公的証明書(運転免許証等)の提示により、再発行を申し込んだ会員様が当該カードの記名人本人であることを証明できる場合。
2. 後日紛失したカードを発見した場合でもカード再発行手数料の払い戻しは行いません。

(障害再発行)

第8条 カードの破損等によってご利用が不能となった場合で、その原因が故意によると認められる場合を除き、当該カードの残額を移行しカードの再発行の取扱いを行うことがあります。

(登録事項の変更)

第9条 カード会員様は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当施設へ連絡するものとします。なお、届出事項変更の連絡がない場合は、当施設はカードの利用を停止することがあります。

(退会及びカードの払い戻し)

第10条 会員様の都合による退会等の場合、カードの残額の払い戻しは行いません。

(約款の改定)

第11条 本約款は、予告なく変更・改定又は廃止する場合があります。
2. 当施設は運営上の都合や障害の発生により、本約款に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3. 前二項の場合において、当施設の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合には、相当因果関係の範囲でその損害を賠償します。